杉並区立高井戸保育園年末保育実施要綱

指定管理者

社会福祉法人 東京家庭学校

杉並区立高井戸保育園年末保育実施要綱

(指定管理者 社会福祉法人東京家庭学校)

(目 的)

第1条 この要綱は、杉並区年末保育事業実施要綱(平成12年10月2日杉児保発第331号)に基づき児童福祉の増進に寄与するために、年末に保護者の就労等により児童を保育することが困難な場合に、杉並区立高井戸保育園(指定管理者 社会福祉法人 東京家庭学校)(以下「高井戸保育園」という。)において一時的に保育することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象児童)

- 第2条 対象児童は、高井戸保育園に入所している児童で、その保護者のいずれもが年末保育(以下「保育」という。)の実施日において、次の事項のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 日中、居宅外で労働するとき。
 - (2) 日中、居宅内で日常の家事以外の労働をするとき。
 - (3) その他園長が必要と認めるとき。

(保育の実施日)

第3条 保育の実施日は、12月29日から同月30日までの日において各年毎に必要に応じて園長が 定める。

(保育時間)

第4条 保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、保育を実施する月の1 日現在8か月に満たない児童については、午前8時30分から午後5時までとする。

(保育の内容)

第5条 保育の内容は、杉並区立高井戸保育園園規則(以下「高井戸園規則」という。)に準じて 実施する。

(利用定員)

第7条 利用定員は、高井戸園規則第20条に定める範囲内とする。

(申込み)

第8条 保育を受けようとする保護者は、年末保育利用申込書(第1号様式)に、勤務証明書(第2号様式)を添え、園長に提出しなければならない。

(申込みの取下げ)

第9条 保護者は、年末保育利用申込みを取り下げようとするときは、年末保育利用申込取下届 (第3号様式)を園長に提出しなければならない。

(承認)

第10条 園長は第8条の申込みがあったときは、利用の可否を決定し、年末保育利用承認通知書 (第4号様式)又は年末保育不承認通知書(第5号様式)により申込者に通知する。

(利用承認の取消)

- 第11条 園長は、保護者又は対象児童が次の各号のいずれかの事項に該当する場合は、利用の承認を取消すことができる。
 - (1) 偽りの申請によって利用の承認を受けたとき。
 - (2) 保護者からの利用辞退の申し出があったとき。
 - (3) 第2条に規定する保育の要件を欠くに至ったとき。
 - (4) その他保育をすることが困難な事情が生じたとき。
 - 2 園長は、前項の規定によって利用の承認を取消したときは、年末保育利用承認取消通知書(第6号様式)により保護者に通知する。

(利用料)

- 第12条 保育の利用料は、児童一人当たり日額3,000円とする。
 - 2 前項の利用料は、園長の指定する方法で前納しなければならない。
 - 3 既納の利用料は返還しない。ただし、園長が特別の理由があると認めたときは、返還することができる。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社会福祉法人東京家庭学校上水保育園長が 別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

様式 略